

第3回定例北見市教育委員会会議録

(令和3年3月10日開催)



(令和3年第3回定例北見市教育委員会風景)

北見市教育委員会

令和3年第3回定例北見市教育委員会会議録

1. 日 時 令和3年3月10日(水)
開 会 午後3時00分
閉 会 午後3時10分
2. 場 所 北見市端野総合支所2階 大会議室
3. 教育長 教育長 志 賀 亮 司
出席委員 教育長職務代理者 那 須 美由紀
委 員 堀 澤 美 貴
委 員 田 尾 航 太
委 員 森 脇 正 史
4. 出席職員
- | | |
|---------------|---------|
| 学校教育部長 | 佐々木 賢 一 |
| 社会教育部長 | 塩 浜 浩 二 |
| 学校教育部次長 | 皆 川 毅 |
| 社会教育部次長 | 石 崎 智 |
| 指導室長 | 小 野 朋 之 |
| 端野教育事務所長 | 田 中 喜 人 |
| 常呂教育事務所長 | 吉 竹 雅 幸 |
| 留辺蘂教育事務所長 | 宮 部 秀 明 |
| 学校教育部主幹 | 三 上 剛 |
| 指導室主幹 | 喜 多 哲 也 |
| 指導室主幹 | 尾 島 康 人 |
| 総務課長 | 阿 部 実 |
| 学校教育課長 | 中 嶋 正 弘 |
| 学校給食課長 | 野 田 雅 将 |
| 社会教育部主幹 | 伊 藤 亮 |
| 生涯学習課長 | 相 馬 英 雄 |
| スポーツ課長 | 井 上 篤 |
| 北見市中央公民館長 | 水 野 慎 吾 |
| ところ遺跡の森所長 | 山 田 哲 |
| 文化財課長 | 長谷川 和 義 |
| 端野教育事務所生涯学習課長 | 加 藤 雅 明 |

常呂教育事務所生涯学習課長 中 原 一 人

会議録作成者 中 原 賢 仁

欠席職員 北見市立中央図書館長 武 田 多 市
留辺蘂教育事務所生涯学習課長 大 林 清 司

5. 傍 聴 者 なし

6. 付議事件 議案第1号 北網圏北見文化センター管理規則の一部を改正する規則について

令和3年第3回定例北見市教育委員会議事録

(令和3年3月10日開催)

教育長
(志賀亮司) 「ただいまから、令和3年第3回定例北見市教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録作成者に中原総務係長を指名いたします。次に、前回の委員会会議録に記載した事項に関して、特に発言がありましたらお願いいたします。」

委員 「ありません。」

教育長
(志賀亮司) 「なしとの発言でありますので、会議録は作成のとおり決定いたします。

次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。署名委員には、那須委員、森脇委員の両名を指名いたします。

次に、教育行政について報告を求めます。なお、説明、答弁については着席のままでの発言を許します。」

学校教育部長
(佐々木賢一) (学校教育行政執行報告)

社会教育部長
(塩浜浩二) (社会教育行政執行報告)

教育長
(志賀亮司) 「ただいま報告のありました教育行政に対し、ご質疑があれば発言願います。ご質疑ございませんか。」

堀澤委員 「学校教育部について、17日と26日にICTに関わる研修会が開催されておりますが、4月以降実際に教育現場において1人1台端末が使用されるにあたり、教職員からわからないことや不安なことなどあった場合のサポートについて、どのように考えているか教えていただきたい。」

指導室主幹
(喜多哲也) 「堀澤委員からご質問いただきましたことにつきまして、今年度につきましては、記載のとおり、情報担当者研修会、指導力向上研修会ということで開催させていただきました。

次年度につきましては、北見市学力向上推進会という組織がありまして、北見市内の教職員10名ほどで組織している会でございます。その教職員が中心となり、次年度北見市に導入予定の学習支援ソフ

ト「ロイロノート・スクール」を使った授業へ多くの教職員に参加いただき、操作方法などについて交流しようといった研修会を年6回開催する予定で準備を進めております。私からは以上でございます。」

教育長
(志賀亮司) 「他にご質疑ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長
(志賀亮司) 「質疑が了しましたので、以上で教育行政についての報告を了します。それでは、本日提案されております議案の審議に入ります。

はじめに、議案第1号「北網圏北見文化センター管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。」

文化財課長
(長谷川和義) 「議案第1号「北網圏北見文化センター管理規則の一部を改正する規則について」をご説明させていただきます。

議案書では、1～2ページ。委員会資料では、3ページとなっております。委員会資料によりご説明させていただきます。

委員会資料3ページをお開き願います。これまで、国の補助金を活用し、昨年8月より、北網圏北見文化センターの冷暖房設備の改修を進めてまいりましたが、その工事がこのたび完了し、講座室A及びB並びにアトリエにおいて冷房施設の利用が可能となったところであります。このことに伴いまして、関係する管理規則につきまして委員会資料記載のとおり、所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。第5条関係の別表第1にあります、冷暖房利用料金表の講座室A及びB、アトリエの各利用室における1時間当たりの冷房利用料金をそれぞれ30円と新たに定めるものであります。

なお、この規則の施行日は、令和3年4月1日となっております。私からの説明は以上であります。」

教育長
(志賀亮司) 「説明が了しましたので、これより質疑に入ります。ご質疑があれば発言願います。ご質疑ございませんか。」

委員 「ありません。」

教 育 長 「質疑が了しましたので、お諮りいたします。議案第1号について、
(志賀亮司) 原案のとおり決することにご異議ございませんか。」

委 員 「ありません。」

教 育 長 「ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
(志賀亮司) 以上で、本日付議された案件は、全て議了いたしました。事務局
より、その他の報告事項があれば発言願います。」

事 務 局 「ありません。」

教 育 長 「これにて、令和3年第3回定例北見市教育委員会を閉会いたしま
(志賀亮司) す。」